# 茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る
# 利子補給金申請要領

＜申請受付期間＞
令和６年１月４日（木）～令和６年１月 31 日（水）【必着】

茨木市　産業環境部　商工労政課

## １　事業の目的

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた市内で事業を営む小規模企業者に対し、市が新型コロナウイルス感染症に起因した設備資金・運転資金のための融資について利子補給を交付することによりその利子負担の軽減を図り、もって市内事業者の事業の継続を図ることを目的とする。

## ２　この制度における用語の定義

⑴小規模企業者等

本補給制度対象融資の対象者で、おおむね常時使用する従業員の数が、以下の表に該当する者

| 業種 | 従業員 |
|---|---|
| 小売業、卸売業、<br>サービス業<br>（宿泊業、娯楽業、学術研究、専門・技術サービス業、<br>インターネット付随サービス業を除く。） | ５人以下 |
| サービス業のうち<br>宿泊業、娯楽業、学術研究、専門・技術サービス業、<br>インターネット付随サービス業 | 20 人以下 |
| 製造業、建設業、運輸業、<br>農業、林業、漁業若しくは医療法人 | 20 人以下 |

⑵特別利子補給

国が実施する利子補給制度

⑶事業所

一定の区画において従業者と設備を有し、事業活動が継続的に行われている場所

## ３　利子補給対象者

次の各号のいずれにも該当する小規模企業者等

⑴ 本利子補給金の交付申請時点で市内に事業所を有し、かつ事業実態がある者

⑵ 市内で事業継続の意思がある者

⑶ 本補助要領第６に掲げる補助対象融資の実行後、特別利子補給を受給した者

⑷ 利子補給対象融資に係る借入金を市内の事業所の運転資金又は設備資金に充てていること。

⑸ 市税を滞納しておらず、又は滞納解消に取り組んでいることを市長が認める者であること。

⑹ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成 24 年茨木市条例第 31 号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

## ４　利子補給金額・補給上限額

利子補給金額：支払った利子の額

補助上限額：１事業者あたり各年度 10 万円　総額２０万円

※複数融資を申請可能ですが、補助額については、申請した融資の利息額を合算し、算出します。

※１事業者につき、同一年度内において、１回限りの申請になります。

## ５　令和５年度（令和６年１月）の申請における利子補給対象期間

国の利子補給対象期間終了後、令和５年１月から 12 月の間に支払った利子

## ６　補助対象融資

⑴大阪府制度融資　　新型コロナウイルス感染症対応資金（保証料補助型）

⑵日本政策金融公庫　　新型コロナウイルス感染症特別貸付

⑶日本政策金融公庫　　新型コロナウイルス感染症対策マル経融資

⑷日本政策金融公庫　　生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

⑸日本政策金融公庫　　新型コロナウイルス対策衛経融資

⑹商工組合中央金庫　　新型コロナウイルス感染症特別貸付

## ７　申請方法

⑴申請受付期間

令和６年１月４日（木）～令和６年１月 31 日（水）**※必着**

⑵ 提出書類

**【全申請者】**

① 申請書兼請求書（様式第１号）

② 誓約書（２種類：様式第２号、茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成 25 年４月１日実施）に規定する誓約書）

**提出書類について、次項につづく**

③ 市内事業所の所在地を確認できる書類の写し

※確定申告が電子申告の場合は、受付済みであることが分かるメール詳細を添付

＜法人＞直近期の法人税確定申告書　別表１

※納税地住所が市外の場合は、履歴事項全部証明書、営業許可書等を追加で添付

＜個人＞直近期の所得税確定申告書　第１表

※第１表に事業所の所在地がない場合は、青色申告決算書又は収支内訳書、開業届等を追加で添付

加えて、各補助対象融資に係る次の書類

**【大阪府制度融資をご利用の方】**

① 返済予定表の写し…融資決定時に金融機関より交付されたもの

② 信用保証決定のお知らせの写し…融資実行時に金融機関より交付されるもの

③ 利息支払証明書　（北おおさか信用金庫を除く）

**※金融機関へ令和５年１月～令和５年 12 月の利息支払額が確認できる書類を請求してください。**

**【日本政策金融金庫の融資をご利用の方】**

① お支払額明細書の写し…融資決定後に日本政策金融公庫より交付されます。

② お支払済額明細書…日本政策金融公庫へ**令和５年 1 月～令和５年 12 月のお支払済額明細書**を請求してください。可能な限り「日本公庫ダイレクト」より請求手続きをお願いいたします。（右 QR コード参照）

③ 「特別利子補給助成金交付決定通知書」または「特別利子補給助成金確定通知書」の写し（※☆参照）

**【商工中金の融資をご利用の方】**

① 返済予定表の写し　融資決定時に金融機関より交付されたもの

② 利息支払証明書　**※令和５年１月～令和５年 12 月の利息支払額が確認できる書類を請求してください。**

③ 金銭消費貸借契約書

④ 「特別利子補給助成金交付決定通知書」または「特別利子補給助成金確定通知書」の写し（※☆参照）

※☆　（独）中小企業基盤整備機構　新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局より特別利子補給交付決定時に「特別利子補給助成金交付決定通知」、助成対象期間終了後に「特別利子補給金確定通知」が交付されます。**両方お持ちの場合は、確定通知の方を優先してください。**

⑶提出方法

＜窓口の場合＞

① 提 出 先　**茨木市役所南館９階　特設受付**

② 受付時間　平日８：45～17：15

※市役所南館（１階東玄関付近に郵便局がある庁舎）

＜郵送の場合＞

〒567-8505　茨木市駅前三丁目８番 13 号

茨木市　産業環境部 商工労政課

コロナウイルス関連融資利子補給金事務局　あて

（令和６年１月 31 日必着）

**申請書兼請求書および誓約書については市ホームページ（右記 QR コード参照）からダウンロードまたは商工労政課窓口に用意しています。**

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/yushiassen/48213.html

## ８　利子補給事業者の義務

（1）利子補給事業者（利子補給の交付を受ける者）は、当該利子補給事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、事業終了年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。

⑵ 本市から求めのあった場合には、立入検査に応じていただきます。

⑶ その他、利子補給金交付要綱の規定を遵守していただきます。

## ９　利子補給の取り消し等

下記に該当する場合は、利子補給金を交付しないことや、交付された利子補給金の一部または全部を返還していただくことがあります。

⑴ 「茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金交付要綱」に違反したとき。

⑵ 虚偽その他不正な行為により補助を受け、または受けようとしたとき。

⑶ その他市長が不適当と認めたとき。

## 10　問い合わせ先

茨木市新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金事務局（茨木市委託）

コールセンター　０７２－６４７－２９１７（平日８：45～17：15）